

豊中市庄内および北部保育施設における一時保育事業および休日保育事業仕様書

目次

一時保育事業および休日保育事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

- 1. 業務概要 — 2
- 2. 業務履行上の条件 — 4
- 3. 経費の負担 — 6
- 4. 業務遂行の方法 — 7
- 5. その他 — 8
- 6. 付則 — 8

特記仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12

- 1. 秘密保持等 — 10
- 2. 暴力団排除 — 14

## 1 一時保育事業および休日保育事業について

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

豊中市庄内および北部保育施設における一時保育事業および休日保育事業委託業務

#### (2) 業務実施場所

名称 庄内駅前庁舎内保育施設の3階および医療保健センター内保育施設の1階の一部

住所 豊中市庄内東町2丁目1番4号および豊中市上野坂2丁目6番1号

面積 庄内駅前庁舎内保育施設の3階のうち、専有面積約267㎡分

医療保健センター内保育施設の1階のうち、専有面積約116.6㎡分

実施場所における施設図面 別紙参照

#### (3) 履行開始

##### ① 一時保育事業のうち定期利用枠

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までのうち月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時まで

##### ② 一時保育事業のうち一般利用枠

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までのうち月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時まで

##### ③ 休日保育事業

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までのうち日曜日および祝日(12月31日から1月3日を除く)ならびに12月29日および同月30日の午前7時から午後6時まで

#### (4) 業務内容

##### ① 一時保育事業のうち定期利用枠

待機児童解消に資するため、国の緊急対策を活用し、豊中市の利用調整において入所できなかった児童を入所が決まるまでの間、一時的に預かる保育サービスの実施

##### ② 一時保育事業のうち一般利用枠

民間保育所等において実施している断続的な一時保育のサービスの実施

##### ③ 休日保育事業

日曜・祝日などの休日に保育を必要とする児童のための休日保育の実施

#### (5) 業務対象者・利用定員

##### ① 一時保育事業のうち定期利用枠

(庄内駅前庁舎内保育施設38名、医療保健センター内保育施設24名)

市内在住で3号認定を受けた1・2歳児のうち、保育所・認定こども園等の入所申込をしており、入所できなかった児童

② 一時保育事業のうち一般利用枠(庄内駅前庁舎内保育施設4名、医療保健センター内保育施

設 8 名)

市内在住で生後 6 か月以降から就学前の児童のうち、保育所・認定こども園等に在籍していない児童

なお、庄内駅前庁舎における定期利用枠と一般利用枠の定員合計である 42 名と医療保健センター内保育施設における定期利用枠と一般利用枠の定員合計である 32 名の構成については、それぞれの定員の範囲内で待機児童の状況を鑑み、市（以下、「発注者」という）と事業実施者（以下、「受注者」という）の協議のうえ弾力的運用を可とする。

③休日保育事業（庄内駅前庁舎内保育施設 12 名以内、医療保健センター内保育施設 12 名以内）

市内在住で生後 6 か月以降で以下の A～C いずれかに該当する児童でかつ、保護者が休日の就労により保育が困難な場合

A 認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設または家庭保育所に在籍している児童

B A の児童と同一世帯に属する就学前の児童

C 豊中市に利用調整申込書を提出し、現在認可外保育施設または幼稚園に在籍している児童

#### (6) 実施日

①一時保育事業のうち定期利用枠および一般利用枠

月曜日から土曜日までの午前 7 時から午後 6 時までとする。なお、午後 6 時から午後 7 時は延長保育とする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日および年末年始（12 月 29 日から同月 31 日まで並びに 1 月 2 日および同月 3 日）は除くものとする。

②休日保育事業

日曜日および祝日（12 月 31 日から 1 月 3 日を除く）ならびに 12 月 29 日および同月 30 日の午前 7 時から午後 6 時までとする。なお、午後 6 時から午後 7 時は延長保育とする。

#### (7) 利用料金

①一時保育事業

|          |      |          |  |
|----------|------|----------|--|
| 定期利用枠    | 月額   | 25,000 円 | （減免制度あり）                                   |
| 一般利用枠    | 日額   | 2,200 円  | （半日利用や時間毎の料金設定は可）                          |
| 延長保育料    | 1 時間 | 200 円    | （定期利用および一般利用の利用者共通）                        |
| 飲食費（給食費） | 日額   | 400 円    | （一般利用枠の利用者のみ徴収するが、そのうち午後のみ利用者からは徴収しないなどは可） |

②休日保育事業

|          |      |         |                    |
|----------|------|---------|--------------------|
| 日額       |      | 2,200 円 | （半日利用や時間毎の料金設定は可）  |
| 延長保育料    | 1 時間 | 200 円   |                    |
| 飲食費（給食費） | 日額   | 0 円     | （原則は利用者が準備するものとする） |

(8) 入所児童の利用条件について

- ① 一時保育事業のうち定期利用枠に入所する児童については、本事業の趣旨である待機児童解消の取組みとして行うものであり、希望する民間保育所等への転所届の提出が必要である。希望する保育所等への入所決定がなされた場合は、速やかに転所し、以後一時保育は利用できないものとする。
- ② 一時保育事業のうち一般利用枠を利用する児童該当する児童については、本事業の趣旨である在宅の子育て支援の取組みとして行うものであり、ひと月12日を限度として利用することができる。また、民間保育所等において実施している断続的な一時保育事業と併用することができる。
- ③ 休日保育事業を利用する児童については、必要に応じて平日に在籍している認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設または家庭保育所と情報共有をすることができる。
- ④ 契約については、受注者と利用者の直接契約とする。

2. 業務履行上の条件

(1) 基本事項（一時保育事業および休日保育事業共通）

- ① 認可外保育施設として以下の法令等を遵守した運営を行うこと。
  - ア 「一時預かり事業の実施について(28文科初第1795号 雇児発0403第22号)」に定める、(5) 地域密着Ⅱ型の規定に基づくこと。
  - イ その他保育所運営業務に係る関連法規を遵守すること。
- ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)を遵守し、保育の実施に当たっては、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第百十七号)を尊重しなければならない。
- ③ 公共の業務に携わる重要性および特定個人情報を含む個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」および「豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号)」を遵守するとともに、情報の厳格な管理および適切な運用のために必要な万全の体制を整備すること。
- ④ 本業務に携わる者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らし、または盗用してはならず、その職を退いた後も同様とする。
- ⑤ 本業務に関する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。また、事故、災害などの緊急事態が発生した場合に備え、事前に体制を整備するとともに、緊急事態発生時においても、本業務の遂行に支障をきたすことがないように、発注者と連携しながら対応策を講じること。
- ⑥ 本業務の実施にあたり、人権を侵害することのないよう留意するとともに、職員に対する人

権研修を実施すること。

- ⑦ その他本仕様書に記載のない事項また疑義のある場合は、発注者と受注者双方で協議のうえ、決定すること。

(2) 事前準備

契約締結日から業務運営開始までの間に職員の確保や体制構築をはじめとした責任のある業務設計および職員の研修などを行い、業務のスムーズかつ安定的な運営を実現すること。

(3) 保育体制・内容

- ① 「保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第百十七号）」に基づくとともに、保育課程および指導計画を策定し、安全な保育環境の中、子どもの健全な成長を育む保育を実践すること。

- ② 職員の処遇の改善やワークライフバランスの確保に努めること。

- ③ 職員の配置基準については、一時保育事業においては、法令等に基づく配置基準を遵守するとともに、保育の質の確保の観点から、下記の基準で配置すること。

配置基準（職員：児童）

0 歳児 1 : 3      1・2 歳児 1 : 5      3・4・5 歳児 1 : 20

(4) 保健衛生（給食およびおやつを提供）

- ① 調理業務については、子どもの発達および特性に合わせた離乳食、乳幼児食およびアレルギー一食への対応を十分に行うこと。また、誤食等事故のないよう安全管理を徹底すること。
- ② 調理業務について、自園調理や外部搬入を検討し、衛生管理面に配慮し提供すること。

(5) 健康管理

- ① 受注者は、法令に基づき利用児童の体調管理を適切に行うため、嘱託医を置くこと。
- ② 定期利用枠の児童に対し、法令に基づき入所時の健康診断および臨時の健康診断を行うこと。

(6) 保護者対応・安全確保

受注者は、施設内での不慮の事故や保育に起因する事故に対応するため、賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払いにより損害賠償責任に対応すること。

(7) 利用者負担

- ① 運営に係る費用のうち、本仕様書の 1. 業務概要(7)利用料金に基づき徴収すること。
- ② 上記の利用料金に定めているもの以外で実費徴収する場合については、事前に発注者と協議のうえ行うこと。

(8) 発注者関係部局との調整

- ① 受注者は選定後、速やかに庄内駅前庁舎内保育施設および医療保健センター内保育施設の使用に係る手続きを行うこと。
- ② 受注者は選定後、事業開始後 1 か月以内に、認可外保育施設として届出を行うこと。
- ③ 受注者は本事業実施にあたり発注者と連携のうえ、相談し、その指導に従うこと。

- ④ 受注者は本事業実施にあたり2か月に一度程度定例報告の場を設け、発注者と情報共有を行うこと。

#### (9) 再委託

- ① 業務を一括して第三者に委託することはできないが、一部の業務について発注者の承諾を得た上で、委託することは可能とする。
- ② この場合、再委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止期間中の者、豊中市発注契約に係る暴力団排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けているものであってはならない。
- ③ 受注者は、複写、文書作成、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ④ 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

#### (10) 事故報告

受注者は、何らかの事故などにより正常な業務運営ができない状況に至ったときには、速やかに発注者に口頭・書面により報告するとともに、事故報告書（発生年月日・時刻、内容、対応、原因の分析、今後における防止策）を発注者に提出するものとする。なお、「事故」には、情報漏えい、公金の紛失など実際に人身や施設・設備などの損害となって現れなかったものも含むものとする。

### 3. 経費の負担

#### (1) 受注者負担

次に掲げる項目は、すべて受注者の負担となる。

- ア 開設準備にかかる備品等にかかる費用
- イ 駅前庁舎使用料（庄内駅前庁舎のみ）（行政財産の目的外使用許可を申請すること）
- ウ 施設の施設管理にかかる警備業務委託、清掃業務委託、機械保守等の費用（使用面積分相当）
- エ 一時保育事業および休日保育事業に係る光熱水費（電気、上下水道）およびごみ処理委託料（実費分相当）
- オ 一時保育事業および休日保育事業に係る賠償責任保険料
- カ 契約終了後における持込み物品の撤去および施設の原状回復にかかる費用
- キ 電話・FAX・インターネット等の通信回線に関する費用
- ク その他受注者が負担することが相当と考えられる費用

#### (2) その他

受注者は、契約解除および契約期間満了の際には、通常の保育活動によって生じた経年劣化

を除き、設備等を原状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者および受注者協議のうえ設備等を原状に回復することを求めない場合はこの限りではない。

#### 4. 業務遂行の方法

##### (1) 業務実績の報告

受注者は、発注者が求める別途支持する報告書類を期日までに提出するものとする。

##### (2) 委託料の支払

委託料については、発注者による受注者への委託業務の確認を受けた後、受注者から請求を受け発注者が指定する日に支払うものとする。

##### (3) 緊急事態の対応

受注者は、事故、災害等緊急事態が発生した場合は、発注者および建物管理者と協力し、児童の安全を図るよう適切な行動をとることとする。

##### (4) 契約の解除等

発注者は受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 正当な理由がなく本業務を履行しないときまたは明らかに履行の見込みがないとき。

イ 関係法令、条例、規則または本業務の契約書および仕様書の規定に違反したとき。

ウ 本業務に関し不正行為があったとき。

エ 正当な理由なく提出すべき書類の提出を拒んだとき。

オ 受注者が正当な理由なく本仕様書に定める報告の求め、もしくは調査に応じず、または虚偽の報告をし、もしくは調査を妨げたとき。

カ 受注者が発注者の指示または改善勧告に正当な理由なく従わないとき。

キ 受注者または本業務の職員が、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用したとき。

ク 募集要項に規定した資格要件を満たさなくなったとき。

ケ 本業務の企画提案書類等提出の際に受注者が提出書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

コ 受注者の経営状況の著しい悪化などにより業務に重大な支障が生じたときまたは生じるおそれがあると発注者が認めたとき。

サ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体に該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

シ その他受注者による業務を継続することが適当でないと認めたとき。

上記のいずれかに該当し契約を解除した場合には、発注者は受注者に対し、当該解除の日まで

に本業務を実施した期間にかかる委託料を支払うものとする。この場合、受注者は、委託料（1年あたりの額）の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

また、発注者が受けた損害額から契約保証金および違約金の額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。なお、受注者が、上記のいずれかに該当し契約を解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその賠償の責めを負わない。

#### (5) トラブル対応

受注者が行う業務に関する苦情・トラブルについての対応は、受注者側で責任をもって行い、その内容（軽易なものを除く）については発注者に随時報告を行うとともに、発注者へ協議・引継ぎが必要なものは、受注者から発注者へ協議・引き継ぐものとする。なお、苦情については、原因の究明を行い、再発防止策を明確にし、すべて文書化するものとする。

#### (6) 損害賠償

受注者は、委託業務の実施にあたって生じた事故などに対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過、被害の内容などを速やかに報告するものとする。受注者が、契約内容に違反し、または故意もしくは重大な過失によって発注者に損害を与えたときはその損害に相当する金額を賠償金として発注者に支払わなければならない。

受注者が、本業務の実施において、受注者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、受注者は損害を賠償しなければならない。発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができることとする。

#### (7) 不可抗力の免責

受注者は、受注者の責めに帰することができない事由により本業務の全部または一部の実施が遅延または不能となった場合は、発注者と協議し、その責を免れる。

### 5. その他

本契約のうち委託契約部分については地方自治法（昭和22年法律第67号）による長期継続契約とする。このため、各年度の予算が市議会において議決され、当該予算年度の執行が可能となることにより、効力が生じるものとする。また、翌年度以降において本案件にかかる予算の減額または削減があった場合は、発注者は契約を変更または解除できることとする。この場合、受注者に損害が生じても、法令等に定めがある事項を除き、発注者は損害の賠償を行わないものとする。

### 6. 補則

この仕様に定めのない事項またはこの仕様に疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者および受注者が協議してこれを定めるものとする。なお、ここに記載されていない事項のうち、本業



務に付随して当然必要と認められるものについては、受注者の負担によりこれを処理するものとする。

7. 応募・質問・問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市こども未来部こども事業課

TEL 06-6858-2257・2251 Fax 06-6854-9533

E-mail [kodomo-jigyous@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kodomo-jigyous@city.toyonaka.osaka.jp)

## 特記仕様

### 1. 秘密保持等

#### (基本的事項)

第1 受注者は、本業務に従事し、またはこれに付随して知り得た機密情報（この業務を行うにあたり、発注者から提供された情報および新たに作成または取得した情報、作業場所の警備にかかる情報、その他一般には公開されていない情報）および個人情報（以下「秘密情報」という。有形・無形を問わない。）を適正に取り扱うため、この特記仕様に基づき業務を履行するものとする。

#### (個人情報保護)

第2 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密保持)

第3 受注者は、業務の実施に伴い知り得た秘密情報の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約が期間満了、解除または解約後も同様とする。

#### (利用および提供に関する制限)

第4 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、秘密情報を業務以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本契約が期間満了、解除または解約後も同様とする。

#### (複写または複製の禁止)

第5 受注者は、業務を実施するために発注者から引き渡された秘密情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (履行場所の制限)

第6 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、定められた業務履行場所以外で業務に係る秘密情報を取扱ってはならない。

#### (役員および職員への周知)

第7 受注者は、受注者の役員および職員に対して、在職中および退職後において、業務の実施に伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと、または業務以外の目的に利用してはならないこと等、情報の取扱いに関し必要な事項を周知し、その他必要かつ適切な教育および研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育および研修について、実施計画を策定し、実施後、発注者に実施状況を報告しなければならない。

#### (組織体制)

第8 受注者は、この業務に係る秘密情報の管理に関する組織的な体制として、責任者、業

務実施体制、連絡体制（緊急時および通常時）について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ報告しなければならない。

（規程の整備）

第9 受注者は、業務に係る秘密情報の適正な管理のために必要な業務規程等を整備し、発注者に報告しなければならない。

（安全確保の措置等）

第10 受注者は、秘密情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の秘密情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、秘密情報を業務に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 受注者は、保有または利用の必要がなくなった秘密情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第11 受注者は、業務を実施するために個人情報収集するときは、業務に必要な範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行うとともに、適正かつ公正な手段で行わなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第12 受注者は、本業務の全部を一括して、または仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

3 受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委託し、または請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受注者は、業務の一部を委託し、または請け負わせた者の商号または名称その他必要な事項を発注者に対し通知するものとする。

5 受注者は、第3項の規定により本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合（契約金額500万円未満のものは除く。）は、当該委託、または請負の相手方から暴力団等でないことを表明した誓約書を徴し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合は、この限りでない。

（資料等の返還等）

第13 受注者は、業務を実施するために発注者から引き渡され、または受注者自らが収集もしくは作成した秘密情報が記録された資料等を、本業務の完了後直ちに発注者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(発注者の調査等)

第14 発注者は、本業務に係る受注者における秘密情報の取扱いの状況について、定期的に報告を求め、必要に応じて業務履行場所への立入調査等を行うことができるものとする。

2 受注者は、発注者から業務履行場所への立入調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、これを拒んではならない。

3 受注者は、第1項による業務履行場所への立入調査等による確認の結果、受注者による秘密情報の取扱い状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。

4 受注者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

5 発注者は、秘密情報の漏えい、紛失、盗難その他の事故が発生し、または受注者が本特記事項に違反した場合は、必要に応じて当該事故等に関する情報を公表することができる。

(事故の発生)

第15 保育活動中に事故(軽易なものを除く。)が発生した場合は、受注者はただちに発注者に報告するとともに、すみやかに事故報告書(発生年月日・時刻、内容、対応、原因の分析、今後における防止策)を提出しなければならない。なお、事故には、情報漏えい、公金の紛失など実際に人身や施設・設備などの損害となって現れなかったものも含むものとする。

2 発注者は、秘密情報の漏えい、紛失、盗難その他の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故等に関する情報を公表することができる。

(契約の保証)

第16 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、エの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する、発注者が確実と認める金融機関の保証

エ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の100分の5としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第イまたはウに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項エに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求す

ることができる。

(契約の変更)

第17 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部または一部を変更または中止することができる。この場合において、当該変更または中止に伴い委託料または履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とで協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第18 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- ア 正当な理由がなく本業務を履行しないときまたは明らかに履行の見込みがないとき。
- イ 関係法令、条例、規則または本業務の契約書および仕様書の規定に違反したとき。
- ウ 本業務に関し不正行為があったとき。
- エ 正当な理由なく提出すべき書類の提出を拒んだとき。
- オ 受注者が正当な理由なく本仕様書に定める報告の求め、もしくは調査に応じず、または虚偽の報告をし、もしくは調査を妨げたとき。
- カ 受注者が発注者の指示または改善勧告に正当な理由なく従わないとき。
- キ 受注者または本業務の職員が、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用したとき。
- ク 募集要項に規定した資格要件を満たさなくなったとき。
- ケ 本業務の企画提案書類等提出の際に受注者が提出書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- コ 受注者の経営状況の著しい悪化などにより業務に重大な支障が生じたときまたは生じるおそれがあると発注者が認めたとき。
- サ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体に該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- シ その他受注者による業務を継続することが適当でないと認めたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 前条の規定によりこの契約が解除されたとき

イ 受注者がその債務の履行を拒否し、または、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項イに該当する場合とみなす。

ア 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

イ 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

ウ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条ウの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第16の2の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 第1項の場合、発注者は受注者に対して以後の業務委託料の全部または一部を支払わないものとする。また、発注者はこれに関する一切の責めを負わないものとする。なお、支払済みの業務委託料がある場合は、支払済額の返還を請求することができる。

（契約解除後の措置および損害賠償）

第20 発注者は、契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

2 受注者は、契約を解除された場合において損害が生じたときは、発注者に対して、契約の解除による異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求ができないものとする。

3 受注者または発注者は、本業務の実施にあたって、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、損害を賠償する責任を負う。この場合、発注者は受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

## 2. 暴力団排除（不当介入に対する報告・届出等）

第1 受注者は、業務の履行にあたって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当もしくは違法な要求または契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者への報告および管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

2 報告・届出は、不当介入等報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、および届け出るものとする。

3 受注者は、発注者の承認により業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合

(契約金額500万円未満のものは除く。)において、当該委任、または請け負いの相手方が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該第三者に指導しなければならない。

4 報告・届出を怠った場合は、受注者に対し、注意の喚起を行うことがある。

(誓約書の提出について)

第2 受注者は、暴力団員または暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

2 受注者は、発注者の承認により業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合(契約金額500万円未満のものは除く。)は、当該委任、または請負の相手方から暴力団等でないことを表明した誓約書を徴し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

3 受注者が第1項および前項に規定する誓約書を提出しないときは、発注者は受注者と契約を締結しないものとする。

(再委託等について)

第3 受注者は、豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止期間中の者または豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者を業務の一部の委任、または請け負いの相手方としてはならない。

(契約の解除)

第4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

ア 役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所を代表する者をいう。)または経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等または経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等または経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

エ 役員等または経営に事実上参加している者が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 本業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときの契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエに規定する行為を行う者

であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。